

議案第104号

藤岡市国民健康保険税条例の一部改正について

藤岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年11月29日提出

平成29年12月13日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

藤岡市国民健康保険税条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.05」を「100分の5」に改める。

第4条中「100分の31」を「100分の24.2」に改める。

第5条中「1万5,800円」を「2万3,400円」に改める。

第5条の2第1号中「1万5,900円」を「1万8,000円」に改め、同条第2号中「7,950円」を「9,000円」に改め、同条第3号中「1万1,925円」を「1万3,500円」に改める。

第6条中「100分の1.25」を「100分の2.2」に改める。

第7条中「100分の9」を「100分の10.8」に改める。

第7条の2中「4,600円」を「1万200円」に改める。

第7条の3第1号中「4,500円」を「7,900円」に改め、同条第2号中「2,250円」を「3,950円」に改め、同条第3号中「3,375円」を「5,925円」に改める。

第8条中「100分の1.7」を「100分の2.2」に改める。

第9条中「100分の4.0」を「100分の14.1」に改める。

第9条の2中「9,000円」を「1万2,200円」に改める。

第9条の3中「5,400円」を「6,400円」に改める。

第21条第1号ア中「11,060円」を「1万6,380円」に改め、同

号イ（ア）中「11, 130円」を「1万2, 600円」に改め、同号イ（イ）中「5, 565円」を「6, 300円」に改め、同号イ（ウ）中「8, 348円」を「9, 450円」に改め、同号ウ中「3, 220円」を「7, 140円」に改め、同号エ（ア）中「3, 150円」を「5, 530円」に改め、同号エ（イ）中「1, 575円」を「2, 765円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 363円」を「4, 148円」に改め、同号オ中「6, 300円」を「8, 540円」に改め、同号カ中「3, 780円」を「4, 480円」に改め、同条第2号ア中「7, 900円」を「1万1, 700円」に改め、同号イ（ア）中「7, 950円」を「9, 000円」に改め、同号イ（イ）中「3, 975円」を「4, 500円」に改め、同号イ（ウ）中「5, 963円」を「6, 750円」に改め、同号ウ中「2, 300円」を「5, 100円」に改め、同号エ（ア）中「2, 250円」を「3, 950円」に改め、同号エ（イ）中「1, 125円」を「1, 975円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 688円」を「2, 963円」に改め、同号オ中「4, 500円」を「6, 100円」に改め、同号カ中「2, 700円」を「3, 200円」に改め、同条第3号ア中「3, 160円」を「4, 680円」に改め、同号イ（ア）中「3, 180円」を「3, 600円」に改め、同号イ（イ）中「1, 590円」を「1, 800円」に改め、同号イ（ウ）中「2, 385円」を「2, 700円」に改め、同号ウ中「920円」を「2, 040円」に改め、同号エ（ア）中「900円」を「1, 580円」に改め、同号エ（イ）中「450円」を「790円」に改め、同号エ（ウ）中「675円」を「1, 185円」に改め、同号オ中「1, 800円」を「2, 440円」に改め、同号カ中「1, 080円」を「1, 280円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の藤岡市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。